「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「⑨　①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額」の欄には、①「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、②「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、③「エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」、④「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑩　①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額」の欄には、①「オ　ウからエを差し引いた額」、②「オ　ウからエを差し引いた額」、③「オ　ウからエを差し引いた額」、④「オ　ウからエを差し引いた額」及び⑦「オ　ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑨　「⑪　②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、④「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、⑤「キ　ウ及びカの合計額」及び⑦「ウ　アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「⑫　②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、⑤「ク　キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑬　②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ　ウからエを差し引いた額」、④「オ　ウからエを差し引いた額」、⑤「ケ　キからクを差し引いた額」及び⑦「オ　ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑩　「⑭　②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ　アからイを差し引いた額」、④「ウ　アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）」、⑥「コ　ウ、カ及びケの合計額」及び⑦「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「⑮　②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ　ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、⑥「サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑯　②オ、④オ⑥シ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ　ウからエを差し引いた額」、④「オ　ウからエを差し引いた額」⑥「シ　コからサを差し引いた額」及び⑦「オ　ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑪　「⑰　⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)」の欄には、「⑨　①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額」、「⑫　②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」又は「⑮　②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

⑫　「⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の欄には、「⑧　①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額」、「⑪　②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」又は「⑭　②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

⑬　「⑲　⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額」の欄には、「⑩　①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額」、「⑬　②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」又は「⑯　②オ、④オ⑥シ及び⑦オの合計額」のうち「⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の金額に係る額を記載するものとする。

⑭　「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の欄のうち、「ア　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、「①　住宅耐震改修」、「②　高齢者等居住改修工事等」、「③　一般断熱改修工事等」、「④　多世帯同居改修工事等」、「⑤　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」又は「⑥　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）」、「⑦　子育て対応改修工事等」の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の合計額を記載するものとする。

「イ　⑳の改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否